

平成 30 年度

部局の方針

平成 30 年 4 月

大牟田市

もくじ

1. 企画総務部（契約検査室を含む）	1
2. 市民部	3
3. 市民協働部	5
4. 産業経済部	9
5. 都市整備部	11
6. 環境部	13
7. 保健福祉部（健康福祉推進室、子ども未来室を含む）	15
8. 消防本部	19
9. 企業局	21
資料編	23

※ この部局の方針では、個別の事業内容について説明していません。アクションプログラムを参照してください。
また、この部局の方針に掲げる事業は、当年度各部が重点的に行うこととした事業を抜粋して掲載しているものです。

※ 教育委員会については、「大牟田市学校教育振興プラン」及び「大牟田市学校教育振興事業計画」をもって、この「部局の方針」に代えます。

平成 30 年度 企画総務部の方針

部 長 井 田 啓 之

1. 部の基本理念

自立したまちづくりを目指すため、行財政運営を効率化するとともに、新たな行政課題に柔軟に対応できる組織づくりを行います。また、「定住自立圏構想」に基づき、近隣市町との広域連携を図りながら、行政マネジメントシステムの活用により、「まちづくり総合プラン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる各施策を効果的、効率的に進めます。さらに、少子高齢化・人口減少などの社会的課題をはじめ、変化する社会情勢の中で生じる新たな課題に対して、市民ニーズを的確に把握し、多面的な検証や検討を行いながら、関係部局等に対して情報提供や助言等の支援を行います。

2. 平成 30 年度の取組み方針

※まちづくり総合プランの編章順に記載

(1) 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

【関係部局：市民協働部、産業経済部】

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

そのために、市民が文化芸術に親しみ、参加できる機会づくりや、郷土の歴史と遺産を大切に保存・継承する中で、先人達が培ってきた文化や知恵を学ぶ機会づくりを推進します。

【重点事業】

- ・市史編さん事業
- ・近代化産業遺産活用事業

(2) 地域の魅力を積極的に発信するまち

【関係部局：一】

地域の魅力を積極的に発信することにより、住みたい、訪れたいと思ってもらえるまちを目指します。

そのため、本市に蓄積してきた、ものづくり、歴史や文化、食などの地域資源に加え、新たな魅力の発見や創出を図るとともに、温暖な気候、交通利便性、住環境など本市の魅力を市内外へ広く発信します。

【重点事業】

- ・おおむたの魅力発信事業
- ・移住定住促進事業

(3)健全な財政運営を行います

【関係部局：市民部】

自主財源の確保や経常的な経費の抑制を図ることによって、実質収支の黒字を将来にわたって継続するとともに、国の動向に左右されない自立した財政基盤の構築、及び多種多様な行政需要への対応や将来のまちづくりに向けた投資のための財政的な余力の確保を目指します。

【重点事務事業】

- ・未利用地有効活用事業
- ・財政構造強化事業
- ・公共施設マネジメント推進事業

(4)効果的・効率的な行政運営を進めます

【関係部局：一】

本市を取り巻く社会背景が絶えず変化する中、将来に向けたまちづくりを確実に推進していくため、限られた資源で最大の効果を生む、経営の視点に立った効果的で効率的な行政運営を進めます。

【重点事業】

- ・適正な公共調達推進事業
- ・業務最適化推進事業
- ・定員管理事業
- ・定住自立圏構想推進事業

(5)行政サービスの利便性を高めます

【関係部局：市民部】

行政サービスへの満足度を高めるため、窓口サービスの向上に向けた取組みや ICT を活用した情報化の推進などにより、市民の利便性の向上を目指します。

【重点事業】

- ・情報セキュリティ対策事業
- ・庁舎整備の検討

平成 30 年度 市民部の方針

部 長 甲斐田 みゆき

1. 部の基本理念

市民部は、戸籍や住民基本台帳、税の賦課徴収、国民健康保険や後期高齢者医療などの社会保障制度を所管しています。また、消費生活相談等の相談機能や市民の意見・要望等を市政に反映する広聴機能も担っており、市民生活に係わりが深く、接遇を重んじた窓口対応も求められる部門です。

このため、次の基本理念のもと各種取組を推進します。

- 1 住民情報の正確な記録と適正な管理に努めます。
- 2 納税者の理解を深め、公平・公正な税負担に努めます。
- 3 国民健康保険の事業運営の安定化に努め、医療費適正化を推進し、健康づくりを支援します。
- 4 市民のみなさまから寄せられる「こえ」を聴き、よりよい市政のために生かします。

2. 平成 30 年度の取組み方針

※まちづくり総合プランの編章順に記載

(1) 将来にわたり誰もが安定した生活を送ることができるまち

【関係部局：保健福祉部】

将来にわたり誰もが健康で安定した生活を送ることができるまちを目指します。

そのため、医療保険制度について、安定的な事業運営に努めるとともに、制度の正しい理解促進に努めます。また、生活に困窮している人に対し、地域社会の一員として充実した生活を送れるよう、経済的・社会的自立のための必要な生活支援を行います。

【重点事業】

- ・国民健康保険の安定運営事業
- ・国民健康保険保健事業

(2) 消費者及び利用者が安心して暮らせるまち

【関係部局：保健福祉部】

市民の生命、身体及び財産が守られ、衛生的な環境のもと、安心安全に暮らせるまちを目指します。

そのために、消費者である市民が、安心して消費生活を送れるように、消費生活に関する啓発や、消費生活相談の充実強化を図ります。また、食品による健康被害の未然防止及び生活衛生の向上を図ります。

【重点事業】

- ・消費生活センター事業

(3)市民と行政がともにまちづくりを進めます

【関係部局：企画総務部、市民協働部】

様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完し合い、協働によるまちづくりを実践していくことが重要であるため、「協働のまちづくり推進条例」に基づき、その理念やルールを市民全体で共有しながら、市民と行政がともにまちづくりを進めます。

【重点事業】

- ・広聴活動推進事業

(4)健全な財政運営を行います

【関係部局：企画総務部】

自主財源の確保や経常的な経費の抑制を図ることによって、実質収支の黒字を将来にわたって継続するとともに、国の動向に左右されない自立した財政基盤の構築、及び多種多様な行政需要への対応や将来のまちづくりに向けた投資のための財政的な余力の確保を目指します。

【重点事業】

- ・適正課税推進事業
- ・市税収納・滞納整理推進事業

(5)行政サービスの利便性を高めます

【関係部局：企画総務部】

行政サービスへの満足度を高めるため、窓口サービスの向上に向けた取組みやICTを活用した情報化の推進などにより、市民の利便性の向上を目指します。

【重点事業】

- ・社会保障・税番号制度推進事業

平成 30 年度 市民協働部の方針

部 長 中 村 珠 美

1. 部の基本理念

協働のまちづくり推進条例に基づき、市民と行政との協働のまちづくり・地域づくりを推進し、市民が将来にわたって「住んで良かった」と思うことができるまちを目指します。また、まちづくり・地域づくりは、「人づくりから」という観点に立ち、社会教育の振興と生涯学習社会の実現に向けた取組みを進めるとともに、全ての人が、お互いの人権を認め合い、尊重し合う社会の構築を目指します。

このような考え方のもと、地域コミュニティの形成、地域活動の支援などをはじめ、市民活動の促進を進めるとともに、青少年の健全育成や文化・スポーツの振興、安全な生活環境づくりなどの取組みを推進します。

2. 平成 30 年度の取組み方針

※まちづくり総合プランの編章順に記載

(1) 心豊かでたくましい青少年がはぐくまれるまち 【関係部局：一】

次世代を担う青少年が、家庭や学校、地域における様々な人との関わりの中で、社会を生き抜くたくましさを身に付けながら、創造性豊かで思いやりのある心を持ち、心身ともに健康に、社会の一員として成長し自立することを目指します。

そのために、発達段階に応じて身に付けておくべき意識や能力などをはぐくむとともに、家庭、学校、地域、行政が連携を強化し、それぞれの役割を果たしながら、社会全体で青少年を見守りはぐくむ環境づくりを行います。

【重点事業】

- ・通学合宿支援事業
- ・子ども読書推進事業
- ・文化芸術を通したコミュニケーション能力アップ事業
- ・子ども未来デッサン事業
- ・子どもの体力向上事業

(2) 生涯学習が盛んで、その成果が活かされるまち

【関係部局：一】

いつでも、どこでも、誰でも、日常生活をはじめ家庭や職場などのあらゆる場面で楽しく学ぶことができ、その学んだ成果を適切に活かすことができるまちを目指します。

そのために、学習機会を適切に提供するとともに、地域での身近な学習活

動を促進し、学んだ成果を活かした活動を続けることができるための仕組みづくりや支援を行います。

【重点事業】

- ・多様な学習機会提供事業
- ・生涯学習ボランティア登録派遣事業
- ・人材育成・地域活動促進事業

(3)スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち

【関係部局：一】

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

そのために、いつでも、どこでも、誰でも気軽に生涯にわたりスポーツに親しむことができるための機会づくりや支援の仕組みづくり、また、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

【重点事業】

- ・地域スポーツ活動推進事業
- ・子どもの体力向上事業（再掲）
- ・（仮称）総合体育館整備事業

(4)文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

【関係部局：企画総務部、産業経済部】

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

そのために、市民が文化芸術に親しみ、参加できる機会づくりや、郷土の歴史と遺産を大切に保存・継承する中で、先人達が培ってきた文化や知恵を学ぶ機会づくりを推進します。

【重点事業】

- ・本市の特色を活かした文化芸術事業
- ・文化芸術を通したコミュニケーション能力アップ事業（再掲）

(5)一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

【関係部局：教育委員会】

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える、あらゆる差別のない、男女が生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

そのために、人権問題についての正しい理解と、人権を尊重する意識の啓発を進めるとともに、関係機関等と連携し人権擁護の推進を図ります。また、

女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などの調和がとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進めます。

【重点事業】

- ・人権・同和問題啓発推進事業
- ・男女共同参画に関する意識啓発事業
- ・女性参画促進事業

(6)市民と行政がともにまちづくりを進めます

【関係部局：企画総務部、市民部】

様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完し合い、協働によるまちづくりを実践していくことが重要であるため、協働のまちづくり推進条例に基づき、その理念やルールを市民全体で共有しながら、市民と行政がともにまちづくりを進めます。

【重点事業】

- ・校区まちづくり協議会加入促進事業
- ・市民活動サポート事業
- ・ボランティア情報発信事業

平成 30 年度 産業経済部の方針

部 長 副 枝 修

1. 部の基本理念

さまざまな産業の振興を通じ、産業構造の多様化や雇用の創出と地域経済の活性化を図ることにより、人でにぎわう、活気あるまちづくりを行います。

商工会議所や地域活性化センター等の関係機関と連携し、地域企業や事業所への支援をより一層充実するとともに、新規創業の促進、企業誘致を推進します。

また、民間の魅力ある取り組みを促進し、世界文化遺産を始めとした地域資源の活用とあわせ、市内外に向けた積極的な情報発信を行うことにより、中心市街地をはじめ地域のにぎわいを創出します。

さらには、三池港を活かした貿易の振興、農業・漁業の生産基盤の充実と担い手育成・確保に取り組みます。

2. 平成 30 年度の取組み方針

※まちづくり総合プランの編章順に記載

(1)企業の活力があふれ成長するまち

【関係部局：一】

強い産業競争力を持ち、市場ニーズの多様化や経済のグローバル化などに対応して自発的・持続的な成長を続ける魅力豊かな企業にあふれたまちを目指します。

そのために、市内企業による技術力や生産性の向上、人材の育成、情報発信力の強化等に関する取組みを支援し、産業競争力の強化を図ります。また、物流機能を強化し、三池港の利用促進を中心とした貿易の振興に取り組むことで、三池港背後圏企業の競争力の向上を図ります。

【重点事業】

- ・地域企業支援強化事業
- ・三池港利用促進ポートセールス事業

(2)新しい企業・産業が生まれ、はぐくまれるまち

【関係部局：一】

本市のポテンシャルが活かされ、社会や地域のニーズを捉えた、新しい企業・産業が創出・育成され、活力あるまちを目指します。

そのために、これまで取り組んできた環境・リサイクル、エネルギー関連産業をはじめ、新しい可能性を切り拓く産業を育成・支援するとともに、企業誘致による新たな産業の創出に取り組みます。

【重点事業】

- ・企業誘致推進事業

(3)人とものが行き交い、にぎわうまち**【関係部局：一】**

本市の地域資源が観光や商業面で活かされ、そのことで人とものが行き交い、にぎわうまちを目指します。

そのために、観光客の受入れ体制づくりとともに、おもてなし意識を醸成しながら、交流人口の増加を図ります。

また、従来の商業機能だけではなく、人が集い、個性豊かで魅力的な商店街、個店づくりを支援することにより、まちのにぎわいづくりに努めます。

【重点事業】

- ・動物園整備事業
- ・観光商品開発事業
- ・中心市街地賑わい創出事業
- ・まちづくり基金事業
- ・中小企業新規創業促進事業

(4)豊かな自然を活かした魅力と競争力ある農業・漁業のまち 【関係部局：一】

豊かな自然の中で、農産物・水産物を安定して生産できる、魅力と競争力ある農業・漁業のあるまちを目指します。

そのために、生産技術指導や生産施設整備等の支援を行うとともに、担い手の育成・確保を図ります。

【重点事業】

- ・担い手育成・確保事業
- ・ノリ共同加工施設整備事業
- ・ほ場整備推進事業

(5)誰もが生き生きと働くことができるまち**【関係部局：保健福祉部】**

あらゆる世代が、自らの能力を十分に發揮し、地元で安定して生き生きと働くことができるまちを目指します。

そのため、国・県、関係機関等と連携し、ニーズに応じた就労機会の確保と就業能力の向上を図るために支援を行います。また、労働環境の整備に努めます。

【重点事業】

- ・市内事業所への就業促進事業
- ・おおむた100若者未来応援事業

平成 30 年度 都市整備部の方針

部長　末藤 隆生

1. 部の基本理念

本市の都市づくりにおいては、これまでに蓄積された都市基盤の有効的な活用と機能の充実を図りながら、人々が郷土に誇りと愛着を持ち、快適に暮らすことができる都市環境を築いていきます。

また、このまちに暮らす人が、これからも住み続けたいと思えるように、市民と行政がともに協力しながら、人にやさしく安心して安全に暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

2. 平成 30 年度の取組み方針

※まちづくり総合プランの編章順に記載

(1) 魅力ある都市空間が形成されたまち 【関係部局：産業経済部、環境部】

環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることのできる「コンパクトな都市づくり」を目指します。

そのため、都市の発展の方向を見据え、都市機能の集約と連携により、計画的な市街地形成を進めるとともに、秩序ある土地利用を適切に規制・誘導し、都市と自然が調和したにぎわいと活力ある持続可能なまちづくりを推進します。あわせて、地域の特性を活かした良好な景観を守り、創り、育てる取組みを進め、魅力ある都市空間の創出に努めます。

【重点事業】

- ・新栄町駅前地区市街地再開発事業
- ・公園施設長寿命化対策事業

(2) 交通ネットワークが整ったまち

【関係部局：一】

安全で快適な道路環境を確保するとともに、鉄道、バス、旅客船等を活かした利便性の高い交通ネットワークが整ったまちを目指します。

そのために、有明海沿岸道路や幹線道路等の整備とあわせ、市民生活に密着した生活道路を適切に維持管理していきます。また、国や県、関係機関等との連携を図りながら、公共交通の維持・保全に努めます。

【重点事業】

- ・有明海沿岸道路等国・県道整備促進事業
- ・橋梁長寿命化事業
- ・大牟田駅連絡橋改修事業

(3) 人にやさしい住まい・住環境が形成されたまち

【関係部局：一】

誰もがずっと住みたいと思える、人にやさしい住まい・住環境が形成されたまちを目指します。

そのため、住宅の確保が困難な人に対し居住の支援ができるよう、住宅セーフティネットの充実を図ります。また、安心安全に暮らせるようバリアフリー化の推進、空家の利活用、老朽危険家屋等の除却促進を行い、魅力ある住環境の形成に努めます。

【重点事業】

- ・高齢者等の円滑な居住確保促進事業
- ・空家等対策推進事業
- ・東部地区市営住宅建替事業

(4) 災害に強いまち

【関係部局：企業局】

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

そのために、市民の防災意識や地域における防災力の向上と、防災対策の充実に努めます。

【重点事業】

- ・地域防災力強化事業
- ・防災・減災推進事業
- ・手鎌南川河川改良事業

平成 30 年度 環境部の方針

部 長 岡 田 和 彦

1. 部の基本理念

環境保全については、市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となって、エコ行動（省エネ・節電や自然環境の保全などを実践し、環境を守り、より良い環境を創る行動）を推進し、循環と創造による快適環境の構築を目指します。ごみ対策については、発生抑制によるごみの減量化に努めるとともに、再利用やリサイクルの推進を図り、環境負荷の少ない循環型社会づくりを目指します。

2. 平成 30 年度の取組み方針

※まちづくり総合プランの編章順に記載

(1) 魅力ある都市空間が形成されたまち

【関係部局：産業経済部、都市整備部】

環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができる「コンパクトな都市づくり」を目指します。

そのため、都市の発展の方向を見据え、都市機能の集約と連携により、計画的な市街地形成を進めるとともに、秩序ある土地利用を適切に規制・誘導し、都市と自然が調和したにぎわいと活力ある持続可能なまちづくりを推進します。あわせて、地域の特性を活かした良好な景観を守り、創り、育てる取組みを進め、魅力ある都市空間の創出に努めます。

【重点事業】

- ・空き地の適正管理推進事業

(2) 地球や自然を大切にするまち

【関係部局：保健福祉部】

豊かな自然を守るとともに、将来にわたって持続可能な環境を残していくために、環境への負荷を少なくし、地球や自然を大切にするまちを目指します。

そのために、市民一人ひとりが、自ら地球や自然の現状について、理解と認識を深め、自主的な取組みが行えるような支援体制の充実を図ります。

【重点事業】

- ・省エネ行動促進事業
- ・環境学習・啓発推進事業

(3)生活環境に配慮したまち

【関係部局：企業局】

市民が衛生的で快適に暮らせる生活環境に配慮したまちを目指します。

そのために、地域の実情や市民ニーズに対応した衛生的な生活環境の整備を進めるとともに、公害のない安全で、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

また、市民の快適な暮らしを支えるため、環境啓発及び支援体制の整備を図ります。

【重点事業】

- ・浄化槽設置整備事業
- ・生活排水対策啓発事業

(4)ごみのないきれいなまち

【関係部局：一】

ごみのポイ捨てや不法投棄のない、快適に暮らせるきれいなまちを目指します。

そのために、市民のモラルやマナーの向上を図り、まちをきれいにする活動を促進します。また、ごみの不法投棄等の不適正処理の防止に取り組みます。

【重点事業】

- ・ごみ散乱防止事業
- ・ごみ不適正処理対策推進事業

(5)資源が循環する環境にやさしいまち

【関係部局：一】

資源の大量消費を抑制するとともにごみの減量化・資源化により、資源が循環することで、環境負荷の少ないまちを目指します。

そのために、地域社会を構成する市民、事業者、行政が各々の責務と役割分担に基づいて協働による3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、廃棄物の適正処理に取り組みます。

【重点事業】

- ・ごみ減量化推進事業
- ・地域資源物分別回収事業
- ・一般廃棄物（ごみ）排出指導及び啓発事業
- ・一般廃棄物（ごみ）排出支援事業

平成 30 年度 保健福祉部の方針

部 長 大 久 保 徳 政

1. 部の基本理念

少子高齢化や核家族化、都市化が進む中、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加するなど、家族構成や家族の役割が大きく変化しています。また、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域社会のつながりが希薄になってきており、社会的に孤立する人が増加しています。

こうした中、自助、共助、公助の視点で、市民、地域コミュニティ組織、団体、事業所、行政等が適切に連携し、心身や経済の状況に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みをつくっていくことが必要です。また、活力ある地域社会を築いていくためには、すべての市民がその生涯を通じて健康であることが重要です。

このため、人と人とのつながりの中で、社会に参加することができる仕組みづくりを進めるとともに、ライフステージや個人の健康状態に応じた健康づくりをまち全体で支援することで、すべての市民が共に支えあい、生きがいを持って健康に暮らし続けることができるまちを目指します。

また、安心して子どもを産むことができ育てやすい環境を整えるとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた、切れ目のない支援に取り組みます。

2. 平成 30 年度の取組み方針

※まちづくり総合プランの編章順に記載

(1) 安心して子どもを産み、育てるこことできるまち

【関係部局：市民協働部】

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせるまちを目指します。

そのために、市民の生活スタイルや多様なニーズに応じて、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。

【重点事業】

- ・子育て世代包括支援センター事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・おおむた縁結び支援事業

(2)生涯にわたって健康で元気に暮らせるまち

【関係部局：一】

市民が生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちを目指します。

そのため、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識の向上を図り、健康寿命の延伸を図っていきます。

【重点事業】

- ・健康への新たな一步応援事業
- ・健康づくり地域活動推進事業
- ・がん検診事業

(3)高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

【関係部局：企画総務部】

すべての高齢者が、住み慣れた地域で、誇りと生きがいを持ち、安心して生き生きと暮らすことができるまちを目指します。

そのため、住まいを中心として、生活支援、予防、医療、介護のサービスが状態に応じて提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めます。

【重点事業】

- ・地域包括支援センター事業
- ・地域認知症ケアコミュニティ推進事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業

(4)障害があっても、みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち

【関係部局：一】

市民の障害に対する理解が進み、障害のある人が地域の中で自立した生活を送ることができるとともに、社会のあらゆる場面に参加できるまちを目指します。

そのために、障害についての理解促進や障害福祉サービス等の充実に努めるとともに、障害のある人の社会的障壁をなくすために必要とされる合理的な配慮を行います。

【重点事業】

- ・障害者差別解消に向けた広報啓発事業
- ・障害者自立支援・差別解消支援協議会活動推進事業

(5)将来にわたり誰もが安定した生活を送ることができるまち

【関係部局：市民部】

将来にわたり誰もが健康で安定した生活を送ることができるまちを目指します。

そのため、医療保険制度について、安定的な事業運営に努めるとともに、制度の正しい理解促進に努めます。また、生活に困窮している人に対し、地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、経済的・社会的自立のために必要な生活支援を行います。

【重点事業】

- ・生活困窮者自立支援事業

平成 30 年度 消防本部の方針

消防長 馬場 邦 弘

1. 部の方針

(1) 部の基本理念

消防の使命は、火災やその他の災害から市民の生命、身体及び財産を守り、「市民の安心・安全」を確保することです。

そのために、火災の発生を未然に防止し、被害を軽減するため、火災予防対策の充実を図ってまいります。また、複雑多岐にわたる災害に迅速かつ適切に対応できるよう消防体制の充実を図ります。

さらに消防団の充実・強化に努めるとともに近隣消防との連携を強化し、「消防・救急・救助体制の充実したまち」づくりに努めます。

(2) 平成 30 年度の取組み方針

※まちづくり総合プランの編章順に記載

(1) 消防・救急・救助体制の充実したまち

【関係部局：一】

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

そのため、火災予防対策の充実を重点として、災害活動体制の確立と救急体制及び消防団の充実・強化に努めます。また、必要となる施設等の整備を図りながら、想定される大規模災害等に備え、広域連携の取組みを推進します。

【重点事業】

- ・住宅防火対策事業
- ・防火対象物安全対策事業
- ・応急手当普及啓発事業
- ・消防団員加入促進事業

平成 30 年度 企業局の方針

局長 松崎伸一

1. 部の基本理念

水道は、市民生活に欠かすことのできないライフラインであり、「いつでも安全に飲める水道」「どんなときでも安心して使える水道」「いつまでも信頼される水道」を理想像として、「安心安全な水を未来へつなぐ信頼ある大牟田の水道」を目指します。

公共下水道は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図り、安心安全で快適な市民生活を支える重要な都市基盤施設です。水環境の保全や水循環等の循環型社会に貢献し、浸水被害のリスクから市民生活やまちを守る強くて、暮らしに身近な大牟田の下水道を目指します。

2. 平成 30 年度の取組み方針

※まちづくり総合プランの編章順に記載

(1) 生活環境に配慮したまち

【関係部局：環境部】

市民が衛生的で快適に暮らせる生活環境に配慮したまちを目指します。

そのために、地域の実情や市民ニーズに対応した衛生的な生活環境の整備を進めるとともに、公害のない安全で、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

また、市民の快適な暮らしを支えるため、環境啓発及び支援体制の整備を図ります。

【重点事業】

- ・公共下水道汚水管渠整備事業
- ・水洗化普及促進事業
- ・下水道施設（管路）長寿命化対策事業
- ・下水道施設（電気・機械設備）長寿命化対策事業（污水）

(2) 災害に強いまち

【関係部局：都市整備部】

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

そのために、市民の防災意識や地域における防災力の向上と、防災対策の充実に努めます。

【重点事業】

- ・公共下水道白川排水区整備事業（第1期）
- ・下水道施設（電気・機械設備）長寿命化対策事業（雨水）

(3) 安心安全な水があるまち

【関係部局：一】

市民がいつでも、どんなときでも安心して良質な水を飲むことができるまちを目指します。

そのために、水道水の安全確保「安全」、確実な給水確保「強靭」、供給体制の持続性確保「持続」の観点から、水道事業の安定運営を目指します。

また、水道水への信頼を高め、水道事業への理解を深めてもらうため、情報の共有を進めます。

【重点事業】

- ・配水池更新事業
- ・老朽管更新事業
- ・水道施設設備更新事業

《資料編》

この資料編では、まちづくり総合プランに掲げる各施策について、部局ごとに関係する施策をまとめ、そのうち、当年度にどの施策を「部局の方針」に掲げ、重点的に取り組むこととするのかについてアンダーラインを付して示しています。

[企画総務部（契約検査室を含む）]

「企画総務部」が関係する施策（9 施策）

第1編

第4章 専門的な教育の機会が確保されているまち

第7章 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

第9章 多文化共生が実現するまち

第2編

第6章 地域の魅力を積極的に発信するまち

第3編

第3章 高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち
計画の実現に向けて

第1章 市民と行政がともにまちづくりを進めます

第2章 健全な財政運営を行います

第3章 効果的・効率的な行政運営を進めます

第4章 行政サービスの利便性を高めます

[市民部]

「市民部」が関係する施策（5 施策）

第3編

第5章 将来にわたり誰もが安定した生活を送ることができるまち

第5編

第6章 消費者及び利用者が安心して暮らせるまち

計画の実現に向けて

第1章 市民と行政がともにまちづくりを進めます

第2章 健全な財政運営を行います

第4章 行政サービスの利便性を高めます

[市民協働部]

「市民協働部」が関係する施策（8 施策）

第1編

- 第1章 安心して子どもを産み、育てることのできるまち
- 第2章 心豊かでたくましい青少年がはぐくまれるまち
- 第5章 生涯学習が盛んで、その成果が活かされるまち
- 第6章 スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち
- 第7章 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち
- 第8章 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

第5編

- 第1章 事故や犯罪のないまち

計画の実現に向けて

- 第1章 市民と行政がともにまちづくりを進めます

[産業経済部]

「産業経済部」が関係する施策（7 施策）

第1編

- 第7章 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

第2編

- 第1章 企業の活力があふれ成長するまち
- 第2章 新しい企業・産業がうまれ、はぐくまれるまち
- 第3章 人とものが行き交い、にぎわうまち
- 第4章 豊かな自然を活かした魅力と競争力ある農業・漁業のまち
- 第5章 誰もが生き生きと働くことができるまち

第4章

- 第1章 魅力ある都市空間が形成されたまち

[都市整備部]

「都市整備部」が関係する施策（5 施策）

第4編

- 第1章 魅力ある都市空間が形成されたまち
- 第2章 交通ネットワークが整ったまち
- 第3章 人にやさしい住まい・住環境が形成されたまち

第5編

- 第1章 事故や犯罪のないまち
- 第2章 災害に強いまち

[環境部]

「環境部」が関係する施策（5 施策）

第4編

第1章 魅力ある都市空間が形成されたまち

第4章 地球や自然を大切にするまち

第5章 生活環境に配慮したまち

第6章 ごみのないきれいなまち

第7章 資源が循環する環境にやさしいまち

[保健福祉部（子ども未来室を含む）]

「保健福祉部」が関係する施策（10 施策）

第1編

第1章 安心して子どもを産み、育てることのできるまち

第2編

第5章 誰もが生き生きと働くことができるまち

第3編

第1章 地域の中でみんなで見守り支え合う、やさしさのあふれるまち

第2章 生涯にわたって健康で元気に暮らせるまち

第3章 高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

第4章 障害があっても、みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち

第5章 将来にわたり誰もが安定した生活を送ることができるまち

第4編

第4章 地球や自然を大切にするまち

第5編

第4章 必要なときに必要な医療が受けられるまち

第6章 消費者及び利用者が安心して暮らせるまち

[消防本部]

「消防本部」が関係する施策（1 施策）

第5編

第3章 消防・救急・救助体制の充実したまち

[企業局]

「企業局」が関係する施策（3施策）

第4編

第5章 生活環境に配慮したまち

第5編

第2章 災害に強いまち

第5章 安心安全な水があるまち